

奈良県総合医療センター臨床研修医同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「奈良県総合医療センター臨床研修医同窓会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、奈良県奈良市七条西町2丁目897番5号奈良県総合医療センター（以下「当センター」という）内とする。

(目的)

第3条 本会は前身の奈良県立奈良病院と当センターで初期臨床研修を行った医師間の親睦を深め、本会に所属する医師（特に若手医師）のキャリア支援や生涯教育を行うことで、奈良県の医療発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関する事業
- (2) 会員への広報活動
- (3) 医師のキャリア支援や生涯教育に関する事業
- (4) 奈良県の医療発展に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と判断される事業

第2章 会員

(会員)

第5条 (1) 正会員：当センターで1年以上の初期臨床研修を受けた医師（修了見込含む）
(2) 準会員：理事長・病院長・副院長・臨床研修支援室医師

(入会金および会費)

第5条 本会の入会金および会費は徴収しない。

第3章 役員・事務局

(役員・役員任務)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 会長 | 1名・・・本会を代表し会務を総理する。 |
| 副会長 | 1名・・・会長を補佐し、必要に応じて代行する。 |

幹事 3名・・・事務局と連携し本会の連絡調整を図る。

事務局長 1名・・・同窓会の運営を図る。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、顧問、名誉会長その他の役員を置くことができる。

(役員任期・選任)

第7条 任期は2年とし、総会で改選する。会長は総会の議決をもって決定し、副会長以下は立候補者がいない場合に会長がこれを指名する。また役員は、後任者が選任されるまでは、その職にあるものとする。

幹事は当センター臨床研修医の1年目の総代、2年目の総代および臨床研修医支援室医師のうちの1名、計3名が就く。

(役員報酬)

第8条 役員報酬は無報酬とする。ただし、会務に必要とする経費は認める。

(事務局)

第8条 本会の事務局を当センター臨床研修医支援室におく。

第4章 開催・運営

(総会)

第9条 本会は原則として2年に1回程度の頻度で総会を開催する。

(運営)

第10条 本会の運営にあたっては当センターの支援を受ける。やむを得ない場合のみ会費を徴収することがある。

(個人情報)

第11条 本会の名簿管理については、本会の運営の以外には使用せず、個人情報保護に留意する。

第5章 雑則

(会則の執行)

第12条 本会則は、2023年12月2日から施行する。

(会則の改訂)

第13条 本会則の改訂は、総会の議決を経て改訂することが出来る。その内容は、速やかに会員に知らせるものとする。